

## 社会資本総合整備計画『子ども達が安心して通える 交通安全プログラムに基づく通学路整備』の中間評価

### ●委員

中間目標値に対して実績値がかなり高い数値になっているが、最終年度までに通学路安全対策率 26%、踏切道安全対策率 20%が残っている。これらについて、問題点や困難な点はないのか。円滑に進めていける計画となっているか？

### ●道路整備課、道路保全課

通学路安全対策についてしっかりと進めている。歩道整備やバイパス整備となると用地取得もあるが、計画的に進めているところ。最終目標である 70%を達成するよう取り組んでまいりたい。

踏切道安全対策については、残り 1 箇所あるが、令和 4 年度完了を目標に進めており、現時点では達成できると考えている。

### ●委員

事故がないように、順調に進めていただければありがたい。中間値としては、よくやっ  
ていただいているという印象を受けた。

主要な事業の選定として 12 事業があがっているが、これらについても計画的に進めて  
いただいているか？

### ●道路整備課、道路保全課

はい。計画どおりに進められるよう努めてまいりたい。

### ●委員

滋賀県の道路整備方針について、平成 14 年から 20 年間の計画ということであった。ア  
クションプログラム 2018 は、令和 4 年度までの計画になっている。このオーバーラップし  
ている期間について、マスタープランとアクションプログラムがどのようにつながってい  
るのか、またそれに対してどのような取り組みをされているのか教えていただきたい。

### ●道路整備課、道路保全課

滋賀県として、将来 20 年間を見据え、どういった基本理念で道路整備を進めていくかを  
示したものが、滋賀県道路整備マスタープランになる。この基本理念に基づいて、個別具  
体の整備箇所を記載したものが滋賀県道路整備アクションプログラムになる。このアクシ  
ョンプログラムは土木事務所管内ごとに作成しており、具体的にバイパス整備や歩道整備  
などの事業を、計画期間内にどういったところで進めていくかを示している。アクション

プログラムに位置付けた事業は、県として直近5年10年で整備をしていく箇所になる。

こういった箇所を整備していくには財源の確保が必要となり、国の補助金や社会資本整備総合交付金を活用し、事業を進めている。この社会資本整備総合交付金で事業を進めていくには、整備計画を策定し事業を位置付ける必要がある。整備計画のなかの全体事業費が大きい事業については、アクションプログラムにも掲載している。今回の整備計画のなかにはアクションプログラムに掲載している大きい事業だけでなく、グリーンベルトや防護柵の設置といった小規模な事業についても通学路対策として含まれている。

### ●委員長

マスタープランが平成14年に策定された。20年間の計画なので次年度が最後の年になる。その計画の下でアクションプログラムを作っているが、どういう関係性にあるのか？

### ●道路整備課、道路保全課

マスタープランの見直しを次年度に考えている。この見直しに基づき、令和4年度にアクションプログラムの見直しを考えている。

### ●委員長

アクションプログラムは平成30年度から令和9年度まで10年間となっているが、具体的な各管内の課題を拾い上げ、反映させたマスタープランが作られるというイメージでよいか？

### ●道路整備課、道路保全課

そのとおりである。補足であるが、アクションプログラムは10年間の計画で、5年ごとに見直すこととしており、今回は中間年にあたる令和4年度に見直す予定である。

### ●副委員長

資料11ページで164事業となっているのに対して、他のページでは165事業となっているが、この1箇所の違いは？

### ●道路整備課、道路保全課

踏切道改良促進法に基づき対策を行う踏切道が5箇所ある内、4箇所については通学路交通安全プログラムにも位置付けられているが、残る1箇所は通学路ではないので、通学路交通安全プログラムに位置付けられている164事業と、踏切道対策だけの1事業を合わせて165事業ということになる。

具体的な箇所としては、整備計画A170番、野洲市が事業主体の事業が通学路交通安全プログラムには位置付けられておらず、踏切道対策の事業としてこの計画に位置付けている。

●委員

市道三上市三宅線は、通学路交通安全プログラムに位置付けがないということだが、どの計画に位置付けられているのか？

●道路整備課、道路保全課

通学路交通安全プログラムに位置付けられている事業、または踏切道改良促進法に指定された踏切道対策事業に当てはまっているものがこの整備計画になる。

踏切道対策の方は、5箇所の内、通学路交通安全プログラムにも位置付けられている箇所が4箇所ある。この市道三上市三宅線は通学路にはなっていないが、法指定されている踏切の対策なので、国の重点配分対象として、この計画に位置付けて進めていくこととしている。

(以上)